



Q  国外居住親族に係る扶養控除の見直しがされたとありますが、具体的にはどのようになったのでしょうか？

A  現行の国外居住親族に係る扶養控除の所得要件が国内居住親族に比べて緩いことが問題視され、扶養控除対象者の範囲が見直されました。

●改正概要●

国外居住親族に係る扶養控除

所得税の扶養控除は、16歳以上で一定の所得要件を満たせば、国外に居住している親族にも適用されます。しかし、所得要件の判定の際、国外居住親族の所得には国外での所得が含まれないため、所得要件が国内に比べて緩いとの問題が指摘されていました。そこで今回の改正において30歳～69歳以下の国外居住扶養親族については適用対象外となりました。

【年齢別の扶養控除対象者】（その年12月31日現在の年齢で判定）

改正前

| 扶養親族の居住地 | ～15歳 | 16歳～29歳 | 30歳～69歳 | 70歳～ |
|----------|------|---------|---------|------|
| 国内 | X | ○ | ○ | ○ |
| 国外 | X | ○ | ○ | ○ |

改正後

| 扶養親族の居住地 | ～15歳 | 16歳～29歳 | 30歳～69歳 | 70歳～ |
|----------|------|---------|---------|------|
| 国内 | x | ○ | ○ | ○ |
| 国外 | x | ○ | x | ○ |

<改正の内容>


原則 扶養控除の適用対象者から、**日本国外に居住する親族のうち30歳以上70歳未満の者が除外される。**

例外 30歳以上69歳以下の人でも次の者に限っては扶養控除が適用されます。

- ①留学により非居住者となった者
- ②障害者
- ③居住者から生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

令和5年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに令和5年分以後の所得税について適用



POINT  例外要件に該当する場合、提出又は提示必要書類として次の通りとなります。

- ①外国政府又は外国地方公共団体が発行する在留者を証する書類
- ②障害者控除の要件と同じ
- ③送金関係書類でその送金額等が38万円以上であることを明らかにする書類